

「オフサイト P P A 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務」に関する質問への回答（2 / 6 掲載）

No	項目	内容	回答	回答日
1	現地見学会	現場見学会とは別で後日あらためて現地調査を行うことは可能でしょうか。	●不可とします。	2月6日
2	現地見学会	現地見学会の際のボーリング調査資料について、現物を持ち帰ることは可能でしょうか。	●不可とします。	2月6日
3	募集要領	募集要領第2の10の実績について、本事業において弊社が設置依頼する施工事業者の実績で問題ないでしょうか。	●問題ありません。	2月6日
4	募集要領	募集要領第6の項目1において、類似する施工実績は弊社が設置依頼する施工事業者の実績で問題ないでしょうか。	●施工業者を含め、総合的に判断して採点を行います。	2月6日
5	募集要領	本件が不調となった場合にはどのような対応となりますでしょうか。	●不調となった際に、今後の対応を検討します。	2月6日
6	仕様書（案）	本件の『補給電力』に弊社が別途宮城県内で調達をしている太陽光の電力（オフサイトPPA）を含めることは問題ないでしょうか。	●仕様書（案）6（2）キを満たせば、問題ありません。	2月6日
7	仕様書（案）	『補給電力』において弊社が設定する「燃料調整費」は旧一般電力事業者の燃料調整費と同一となり、毎月変動があるものですが問題ないでしょうか。	●仕様書（案）6（2）カのとおり、問題ありません。	2月6日
8	仕様書（案）	東北電力ネットワーク株式会社の託送供給等約款上の託送料金が変更する場合、『PPA電力』『補給電力』の契約単価を変更することは可能でしょうか。	●仕様書（案）6（1）オ及びカのとおり、PPA電力については、原則不可とします。 ●仕様書（案）6（2）カのとおり、補給電力については、可とします。	2月6日
9	仕様書（案）	供給開始後下記状況になった際、契約単価変更の協議は可能でしょうか。 ・旧一般電気事業者の電気料金が改定された場合、消費税等の税率が改正され、新たな税率に基づいて料金改定を行う必要がある場合、その他国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、卸電力取引所における取引価格の高騰を含みますが、これらに限られません。）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合 ・契約期間中の電気の需要予測とお客さまの実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合	●いずれも協議可能ですが、変更の可否については、仕様書（案）や別紙5「予想されるリスクと責任分担」等に基づき、判断します。	2月6日